（資本金）
第五条　会議の資本金は、附則第十八条第二項の規定により政府から出資があったものとされた金額の合計額とする。
２　政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会議に追加して出資することができる。
３　会議は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。
（日本学術会議規則）
第六条　会議は、次に掲げる事項について、日本学術会議規則を定めるものとする。
一　この法律の他の規定により日本学術会議規則で定めることとされている事項
二　前号に掲げるもののほか、会議の運営に係る基本的な事項
（名称の使用制限）
第七条　会議でない者は、日本学術会議という名称を用いてはならない。

第二章　機関

第一節　総則

第八条　会議に、日本学術会議会員、総会、会長、副会長、役員会、監事、会員候補者選定委員会、選定助言委員会及び運営助言委員会を置く。
２　会議の役員は、会長、副会長及び監事とする。

第二節　日本学術会議会員

第九条　日本学術会議会員（以下「会員」という。）の員数は、二百五十人とする。
２　会員は、優れた研究又は業績がある科学者のうちから、第二十八条から第三十一条までに定めるところにより、総会が選任する。
３　会員の任期は、六年とする。ただし、補欠の会員の任期は、前任者の残任期間とする。
４　会員は、一回に限り再任されることができる。
５　政府又は地方公共団体の職員（非常勤のもの及び政令で定める教育公務員又は研究公務員であるものを除く。）は、会員となることができない。
６　会員は、満七十五歳に達する日以後の最初の九月三十日を経過したときに退職する。

第三節　総会

（総会の職務）
第十条　総会は、次に掲げる職務を行う。
一　この法律の他の規定又は準用通則法（第五十二条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）をいう。以下同じ。）の規定により総会の決議、承認又は同意を要する事項についての決議、承認又は同意
二　前号に掲げるもののほか、第三十七条に規定する業務（会議の経営に関する事務を除く。）をつかさどること。
三　会長及び副会長の職務の監督
四　前三号に掲げるもののほか、日本学術会議規則で定めるところにより総会が行うこととされている職務
（総会の組織）
第十一条　総会は、全ての会員をもって組織する。
２　総会に、議長を置く。
３　総会の議長（以下「議長」という。）は、会長とする。
４　議長は、総会の会務を総理する。
５　会長は、あらかじめ、副会長のうちから、会長に事故がある場合に議長の職務を代理する者を定めておかなければならない。
（総会の招集）
第十二条　総会は、議長（議長に事故があるときは、前条第五項に規定する議長の職務を代理する者。以下この節において同じ。）が招集する。
２　議長は、日本学術会議規則で定めるところにより、定期的に総会を招集しなければならない。
３　議長は、第二十八条第一項の規定により行う会員の選任後、遅滞なく、会長を選任するための総会を招集しなければならない。
４　議長は、必要があると認めるときは、総会を招集することができる。
５　議長は、会員の総数の三分の一以上の会員が必要と認めて議長に対しその招集を請求したとき、又は監事が第二十条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による報告のため議長に対しその招集を請求したときは、これらの請求があった日以後二十日以内に総会を招集しなければならない。
（議事の運営）
第十三条　総会は、議長が出席し、かつ、会員の総数の二分の一以上の出席がなければ、開くことができない。
２　総会の議事は、議決に加わることができる会員の二分の一以上が出席し、出席した当該会員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長が決する。
３　前項の規定にかかわらず、次に掲げる総会の決議は、議決に加わることができる会員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。
一　第三十二条第四項の総会の決議
二　第三十三条第二項の承認に係る第三十六条第一項の総会の決議
４　前二項の決議について特別の利害関係を有する会員は、議決に加わることができない。
５　この法律に定めるもののほか、議事の手続その他総会の運営に関し必要な事項は、日本学術会議規則で定める。
（議長の権限）
第十四条　議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。
２　議長は、その命令に従わない者その他総会の秩序を乱す者を退場させることができる。
（議事録の公表）
第十五条　会議は、総会の定めるところにより、総会の議事録を作成し、速やかに、公表しなければならない。

第四節　役員及び役員会

（会長の職務）
第十六条　会長は、会議を代表し、及び議長の職務を行うほか、総会の定めるところに従い、会議の経営に関する事務を総理する。
２　会長は、定期的に、会議の経営の状況について、総会に報告しなければならない。
（副会長の職務）
第十七条　副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐して総会の会務及び会議の経営に関する事務を掌理する。
２　副会長は、会長の定めるところにより、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。
（役員会）
第十八条　役員会は、第三十六条第二項の規定により役員会の議を経なければならないとされている事項及び会長の職務に関し役員会が特に必要と認める重要事項を審議する。
２　役員会は、会長及び副会長並びに役員以外の会員のうちから会長が指名する者をもって組織する。
（監事の職務等）
第十九条　監事は、会議の業務を監査する。この場合において、監事は、内閣府令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
２　監事は、いつでも、役員（監事を除く。）、役員以外の会員及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は会議の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
３　監事は、会議がこの法律又は準用通則法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の内閣府令で定める書類を内閣総理大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。
４　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長又は内閣総理大臣に意見を提出することができる。